確認訴訟による救済の可能性、行政訴訟の対象(検討参考資料・補充)

第1 公法上の法律関係に関する訴訟による救済の可能性

「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」(行政事件訴訟法第3条第2項参照)を訴訟の対象として取消訴訟その他の抗告訴訟の方法による救済を求めることができない場合であっても、公法上の法律関係に関する確認の訴えは、「公法上の法律関係に関する訴訟」(行政事件訴訟法第4条参照)の一形態として可能な場合があるのではないか。公法上の法律関係に関する訴訟による救済の可能性は、法律上の争訟と認められる限り、確認の訴えに限らず、給付の訴えなどの訴訟の形態も、個々の事案によっては現行法の解釈上否定はされないのではないか。

第2 確認の対象

公法上の法律関係に関する確認の訴えが認められる場合に関し、確認の対象を 広汎な「公法上の法律関係」の中からあらかじめ想定・特定して訴訟要件を定めることは、行政の法律関係にかかわる行政の活動様式や紛争の発生形態が著しく 多種多様であることを考えると、困難ではないか。仮に確認の対象を特定して訴訟要件を定めた場合には、その確認の対象に当たるかどうかという訴訟要件をめぐって新たな争いを生じ、また、確認の訴えが限定的に解釈運用されることになるおそれも生ずることから、かえって訴訟要件を規定することが実効的な救済を 妨げることにつながるおそれがあるのではないか。

確認の対象は、権利義務ないし法律関係の存否、行為の効力の有無や違法性など多様なものが想定されるが、多様な法律関係の中であらかじめ特定の対象を取り上げて訴訟要件を定めるよりも、訴訟の形態を定めず、具体的事実関係に応じて紛争解決に最も適した確認の対象を選択し、確認の利益が認められやすい訴訟の方法を選択することができる可能性を有する当事者訴訟の訴訟類型を利用する方が、実効的な権利救済につながるのではないか。

第3 確認の利益

確認の利益について、多様な行政上の法律関係について、あらかじめ特定の場合を想定して訴訟要件として定めることが可能か。仮に確認の利益が認められる場合を特定して訴訟要件を定めた場合には、その訴訟要件に当たるかどうかをめぐって新たな争いが生じ、具体的場面によっては民事訴訟で一般的に確認の利益が認められる範囲よりかえって限定して定めることになりかねず、訴訟要件を規定することがかえって実効的な救済を妨げることにつながるおそれがあるのではないか。